

info

International Tax, Audit, Accounting and Legal News

ECOVIS info . Issue 1/2011

イタリア

税法の改正によりイタリアにおける
会社設立が以前より容易に

日本

外国人駐在員と年金制度改革

スロヴァキア

欧州司法裁判所、3社による
リース取引を合法と判断

ポーランド

物品及び電子請求書の付加価値
税に関する規制を大幅に変更





イタリア

法人の設立

イタリアにおける会社設立：概要説明

ECOVISにご相談 頂けます

- * 今回の法改正がもたらす
メリットは何でしょうか？
- * イタリア市場への拡大を
検討するべきでしょうか？
- * イタリア支店の法形態を
検討するべきでしょうか？

重要な改正点の一つに、有限責任会社(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー/S.r.l.)のパートナーの通常事項及び特別事項の権限に関するものが挙げられます。また、会社設立に際して事前に払い込む資本金が30%から25%に引き下げられ、会社の存続期間にも制限がなくなりました。さらに、改正の結果、パートナーに対する利益の分配についても制限が外されました。

イタリアでの有限責任会社設立に必要な最低資本金の額が引き下げられ、現在は10,000ユーロとなっています。現金の代わりに現物出資や非現金出資も可能です。会社の設立に先立って、資本金総額の25%を預金口座に預託する必要がありますが、銀行保証で代用することもできます。イタリア民法第2466条により、残額(75%)は数ヶ月間に渡って払い込むことが認められています。また現在では、会社の存続期間を登記する義務がなくなりました。つまり、有限責任会社として登記された会社は、無制限に存続可能ということです。

パートナー間における権限の分割
会社法の改正により、ガバナンスに関する新たな規則も導入されました。例えば、パートナーシップ規約書において、会社の通常事項及び特別事項を決定する権限

を記載することになりました。これは会社の適格な目的遂行を可能にするものです。さらに、取締役会が会社の運営を司ることが可能となり、その構成員(2名以上)は株主である必要がありません。

取締役会の代わりに、2名以上の業務執行取締役(マネージング・ディレクター)が、会社の運営を担うことも可能です。会社の定款において個々の業務執行取締役

の権限が規定されていない場合は、民法におけるパートナーシップの規定が適用されます。

パートナーシップ規約書において、コーポレートガバナンスの仕組みを通常事項と特別事項とで分けることも可能です。例えば、一人の業務執行取締役に対して、その権限の範囲内で別個に特定の行為を委任することができます。各業務執行取締役は第三者との取引や法的手続において会社を法的に





「イタリアでは通常、ほんの2~3日程度で有限責任会社を設立することができます。」

Dr. ファブリツィオ・ピアンキ・シアホルツ (弁護士)

ECOVIS ピアンキ シアホルツ、モンターニ・アンド・パートナーズ

ミラノ、イタリア

代表するものとみなされる一方、パートナーシップ規約書または株主は、事後的に一人の業務執行取締役のみに対して、特定の行為について、その範囲内で会社を法的に代表させることも可能です。同じ権限を持った業務執行取締役の間で意見の相違がある場合は、いずれかの業務執行取締役が業務を中断させることができますが、その場合には株主の決議による解決を図ることができます。

また会社設立において、有限責任パートナーシップ (società in accomandita semplice, S.a.s.) の形態を選ぶことも可能です。この場合、収益には地方税 (州生産活動税、IRAP) が課せられます。パートナーに分配される利益は個人所得税 (IRPEF) の対象となり、各パートナーが負担することになります。

コストとタイミング

会社の設立登記に当たっては各種コストが発生します。公証費用は2,500ユーロで、公認会計士の費用として約1,200ユーロが見込まれます。こうしたコストの半分が、印紙、商工会議所会員登録料、郵送費、各種税金などです。

現在、有限責任会社の設立には約2日から3日かかるのが一般的で、登記にはおよそ1ヶ月を必要とします。その間の事業活動は適法とされ、会社の管理組織が会社を代表して第三者との取引を行うことが許されます。



公認会計士の業務費用

通常の会計に関する公認会計士 (commercialista (コルツァリス)) の費用は、公認会計士協会による報酬ガイドラインに基づいて計算されます。特に、この報酬ガイドラインでは単発の非経常的業務にかかる費用と定期業務に対する報酬との間に大きな開きがあります。ガイドラインによって提示される金額は以下の2つに明確に関連しています。

- 会社の利益
- 貸借対照表上の数値

この報酬ガイドラインの提示を要求することも可能です。通常、小規模の有限責任会社向け会計業務の年間費用は約5,000ユーロです。この業務には以下のものが含まれます。

- 会社の貸借対照表の作成
- 法に準拠した損益の計算
- 税務申告書の作成

公認会計士がこれらの業務を有限責任パートナーシップ (S.a.s.) 向けに行う場合の費用は、通常、およそ1,000ユーロとなっています。国際的なタックスプランニングや四半期毎の貸借対照表の作成といった追加業務については料金が加算されるため、事前に合意しておく必要があります。

イタリアで有限責任会社の登記中に「data di aggiornamento」(データの更新) という言葉を耳にするかもしれません。これは設立証明書 (visura camerale) の最新更新状況のことで、貸借対照表を含め会社の最新資料の提出日などが記載されています。



「日本の年金制度改革は進行中ながら、そのペースは遅く時間がかかっています。」

千葉 和彦、ECOVIS APO、東京

日本／日本の年金制度に痛みを感じている外国人駐在員もいます

筆者
千葉 和彦
ECOVIS APO
東京

公的年金制度の改革は最優先課題ですが、保険料の二重負担を強いられている在日外国人もいます

日本の公的年金制度加入者数は年々減少しており、65歳以上の無年金者数も42万人位取り残されています。年金制度改革は進行中ながら、そのペースは遅く時間がかかっています。

日本には、自営業者が加入する国民年金と給与所得者が加入する厚生年金の2つがあり、現時点で、国民年金は定額で月額15,100円、一方、厚生年金は標準報酬月額16.058%で、雇用者と被雇用者が半分ずつ負担しています。

年金の受給資格を得るには、最低25年間保険料を払い込まなくてはなりません。雇用者が負担する社会保険料には、厚生年金以外にも健康保険、雇用保険、労災保険があります。被雇用者の給与等から控除される社会保険料は標準報酬月額の約7%に達します。

日本に来日した外国人駐在員の場合、母国の社会保険制度でもカバーされる可能性があるとしても、給与が日本払であれば日本の厚生年金に加入する義務がありま



す。一方で、保険料の二重負担を排除するための社会保障協定の締結も進んでおり、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、イタリアと既に締結されています。日本政府は現在インド、ブラジル、ハンガリー、オーストリア、スロバキアと締結に向けて議論しています。中国政府が国内で働く外国人に対し年金保険料の徴収対象とする予定であることを考えると、中国との社会保障協定締結も緊急に必要となるでしょう。

スロヴァキア／3社によるリース取引を合法と司法が判断

筆者
ヤン・スティーベル
ECOVIS LAパートナーズ・
タックス社
ブラティスラヴァ、
スロヴァキア共和国

欧州司法裁判所、買取資産に比較してリース資産が受ける優遇課税を適法と判断

本件は、付加価値税の免税となる保険事業を優遇的に行っている英大手保険会社のチャーチルグループに関するものです。同グループのチャーチル・マネジメント社(CML)、チャーチル・アクシデント・リペア・センター社(CARC)及びウィールドリーシング社の3社は、不正な租税回避の疑いで英国税務当局より提訴されていました。CMLとCARCは、新規機材が必要になるとウィールドリーシングに購入させていたようです。そうした機材はいったんスアス社という会社にリースされ、そこからCMLとCARCにサブリースされるという仕組みでした。CMLとCARCはこの取引方法により、必要機材を直接購入せずすみ、また購入に伴う控除不能な付加価値税総額の一括支払いを免れていました。

この取引の目的が、資産である機材について購入価格の支払いの分割・分散を図り、付加価値税課税の繰延を行うことにあるのは明らかでした。この仕組みを使えば、CMLと



CARCは機材のリース金額のみにかかる付加価値税の支払いを、リース契約の期間にわたって分散させることが可能となるからです。

英国税務当局は、当該取引が経済活動に該当せず権利の濫用であるとして付加価値税の算定額を引き上げ、ウィールドリーシングに対して、リース資産について支払った仕



「電子請求書の発送と保管に関する現行基準の緩和を意図しています。」

カミル・クチンスキ、税法スペシャリスト、ECOVIS System Rewident税務部門
ワルシャワ、ポーランド

入付加価値税の控除を認めない措置を取りました。裁判で争われたのは、課税の繰延べという課税優遇措置を生じることになったリース及びサブリースが欧州付加価値税通達に違反するものかどうかという点でした。

欧州司法裁判所は、企業が資産の買取ではなく当該資産のリース取引を行うことによって課税上の優遇措置を得ることが、不正行為には当たらないとの判断を下しました。資産を購入するのではなくリースを受けるという取引自体

によって、チャーチルグループが支払う付加価値税額が本来負担すべき付加価値税額よりも下回ったり、あるいはそれを上回る付加価値税額が控除される結果にはならないからです。そのため、資産の購入ではなくリースを受けることによって、キャッシュ・フロー面でのメリットを得られる可能性はあるものの、付加価値税額が軽減されるわけではありません。とはいえ、こうした取引における契約条件、特にリース料金の設定に関しては、公正な第三者取引価額とする必要があります。

ポーランド／ポーランドにおける規制緩和



ポーランド、2011年に物品及び電子請求書の付加価値税に関する規制を大幅に変更

ポーランドでは、1月1日付で付加価値税法及び付随規制の改正が発効しました。最も重要な改正点は付加価値税(VAT)の税率に関するものです。標準税率が23%に引き上げられる一方、軽減税率は8%、5%、0%に変更されました。これらの新税率は1月1日から2013年12月31日までの時限措置です。また付加価値税法に特例が導入され、納税者は新税率の適用期間における財・サービスの提供に対して、適正な付加価値税率を適用することが可能になりました。

加えて、事業者に対するVAT非課税売上高が100,000ポーランド・ズロチから150,000ポーランド・ズロチに引き上げられ、付加価値税非課税品目のリストが同法に移管されました。また、統計区分の範囲をEU法・国内法及び判例に合わせるために、ポーランド財・サービス分類(PKWiu)が中止となりました。

次に重要な点は、ポーランドのEU加盟以前には適用対象外だった制限規定の実施に同意したことにより、付加価値税の全額控除に関する権利が失われたことです。2011年から2012年の間に、乗用車及び許容最大重量3.5トンまでの車両を購入する場合、納税者は購入価格

に含まれる付加価値税の60%まで控除できますが、6,000ポーランド・ズロチを超えることはできません。また、こうした自動車の燃料にかかる仕入付加価値税については控除が認められません。ただし同法では、許容最大重量3.5トンまでの自動車とその燃料について、同法に定める条件を満たし、各地の技術検査ステーションによる追加検査で確認を得た場合には、購入にかかる付加価値税の控除が認められています。

これまで認められていた、賃貸借契約、借家契約、リース契約あるいは同様の契約に基づく賦払金にかかる購入時付加価値税の控除については、納税者が税務当局に対して2011年1月31日までに当該契約について届け出を行い、また当該契約に関して2010年12月31日以降に変更がなされていない場合に、引き続き認められます。

この他、2011年1月1日付で発効した重要な変更点として電子請求書の発行・決済が挙げられます。これは請求書の発行・決済規則に関する欧州理事会指令2010/45/EUを実施するために導入されたもので、電子請求書の発送と保管に関する現行基準を緩和し、紙の請求書と電子請求書を同一方法で処理可能にすることを意図しています。請求書の国外保管(送信形態を問わない)についても、要請に応じて税務当局による電子的アクセスが可能であることを条件に、許可されました。

さらに、納税者が一定期間に単一の顧客に対し、全ての財・サービスの提供において割引を行う場合に、単一の一括修正請求書を発行することが認められました。

上記の変更点はすべてをカバーしたものではないため、ご自身の事業に関わる課税の詳細については、最寄のEcovisパートナーにご相談されることを強くお勧めいたします。

筆者
カミル・クチンスキ
税法スペシャリスト
ECOVIS System Rewident
税務部門
ワルシャワ、ポーランド

ABOUT ECOVIS

Ecovisはヨーロッパで発足したグローバルコンサルティングファームであり、40カ国を超える国々で3,300人超の人々が業務に携わっています。税務コンサルティング、会計及び監査、法律相談、経営コンサルティングがEcovisの強み、コアコンピタンスです。

国・地域レベルでの個別事情に応じた具体的アドバイスが可能。それぞれの専門領域の枠を超えて、国際的なプロフェッショナルネットワークの有する幅広い専門知識を、横断的・学際的に活用できること。それらがEcovisの強さの特徴です。それぞれのEcovisオフィスを通じ、資格をもつバックオフィスの専門家だけでなく、産業別、国別ノウハウを持つ世界中のEcovisの専門家を活用できます。この多様な専門知識により、特に国際的取引や投資の分野では、クライアントの自国での準備から対象国でのサポートまで効果的なサポートを提供することができます。

Ecovisは主に中堅企業を中心にコンサルティングを行っています。国内でも海外でも、One-Stop-Shop (あらゆるものを取り揃えている)というコンセプトで、法律、税務、経営、管理の問題に対してあらゆるサポートをお約束します。

Ecovisという名前は、経済(Economy)とビジョン(Vision)という言葉の組み合わせから由来しており、私たちの国際性、また将来と成長への焦点を表現しています。

オフィス所在地: www.ecovis.com/global

IMPRINT

Publisher . ECOVIS AG Steuerberatungsgesellschaft, Ernst-Reuter-Platz 10, 10587 Berlin, Tel. +49 (0)30-31 00 08 55, Fax +49 (0)30-31 00 08 56

Realization . EditorNetwork Medien GmbH, 80336 München

Editorial Department . Ernst Gossert, Ulf Knorr (Steuerberater); Uwe Lange, Ingrid Westphal-Westenacher (Wirtschaftsprüfer/Steuerberater); Dr. Tobias Schulze, (Rechtsanwalt); Prof. Dr. Bernd Romeike (Unternehmensberater).

ECOVIS med basiert auf Informationen, die wir als zuverlässig ansehen. Eine Haftung kann jedoch aufgrund der sich ständig ändernden Gesetzeslage nicht übernommen werden.
